

(別添)

平成 19 年 3 月 1 日付け基安安発第 0301003 号新旧対照表

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
<p>1 開放検査における安全弁又は逃がし弁の検査</p> <p>(3) <u>平成 20 年 3 月 27 日付け基発第 0327003 号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」に基づく開放検査周期認定(6 年又は 8 年)を受けているボイラー又は第一種圧力容器に取り付けられた安全弁については、(2)に関わらず、開放検査時に(2)のア又はイのいずれかの方法による確認を行うとともに、<u>運転時検査時及び停止時検査時にボイラー等の開放検査周期認定要領の 第 3 の 5 に基づく管理が適切になされているかを確認すること。</u></u></p> <p>2 運転時検査又は停止時検査における板厚測定</p> <p>第 0331009 号通達の別紙の表 3 の 1 の(1)の (表 4 の 1 の(1))において準用する場合を含む。)における板厚測定は、<u>運転時検査又は停止時検査を行うすべてのボイラー及び第一種圧力容器について実施するものであること。</u></p> <p>ただし、腐食のおそれがないこと等を理由に、<u>運転時又は停止時の保安全管理基準において板厚測定を行うこととされていないボイラー及び第一種圧力容器については、この限りでないこと。</u></p>	<p>1 開放検査における安全弁又は逃がし弁の検査</p> <p>2 運転時検査における板厚測定</p> <p>第 0331009 号通達の別紙の表 3 の 1 の(1)の (表 4 の 1 の(1))において準用する場合を含む。)における板厚測定は、<u>運転時検査を行うすべてのボイラー及び第一種圧力容器について実施するものであること。</u></p> <p>ただし、腐食のおそれがないこと等を理由に、<u>運転時の保安全管理基準において板厚測定を行うこととされていないボイラー及び第一種圧力容器については、この限りでないこと。</u></p>